

各種届出・様式について

◆各種届出の提出締切

届出内容		提出期限	備考
指定申請・更新		予定日の1月前	
変更届		変更日から10日以内	
廃止・休止届		廃止・休止の1月前	
再開届		再開日から10日以内	
加算届	在宅サービス 居宅介護支援	算定開始・変更 月の前月15日まで	※要件を満たさなくなった等の理由で算定を終了する場合は、速やかに届出を行ってください。
	居住系サービス 施設サービス	算定開始・変更 月の当月1日まで	

◆変更届（年1回の緩和事項）

運営規程について、「従業者の職種・員数・職務内容」の変更のみ、4月の配置状況を前年度4月と比較（確認・記録）し、増減がある場合は5月末までに届出を行ってください。

上記に伴い、資格職の変更がある場合は、資格証（写し）の提出もお願いします。

※代表者、管理者、介護支援専門員、サービス提供責任者の変更は、その都度届出が必要です！

介護職員処遇改善加算等について

◆令和5年度に係る計画書及び加算届の提出

令和5年度の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る関係書類は、下記期限までに市高齢者福祉課（事業者指導係）へ提出してください。

	提出期限	備考
計画書	令和5年4月15日	加算を取得する場合は毎年度提出が必要！
加算届	各サービス加算届の 提出期限	加算区分に変更がない場合は提出不要！

※計画書の様式が変更となっていますのでご注意ください。

※関係書類については、市高齢者福祉課ホームページへ掲載しています。

【トップページ＞医療・健康・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険＞介護事業所の方＞介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について】

区域外指定について

◆地域密着型サービスの基本原則

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則としてその市町村の方だけが使える介護サービスです。そのため、原則として益田市に所在する地域密着型事業所は、益田市の住民（被保険者）である人以外は利用できません。

例えば、益田市外の住民が益田市内のグループホームに住民票を異動して入居する場合などは、地域密着型サービスの趣旨に沿わないものといえます。

◆地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について

原則は上記のとおりですが、被保険者からの利用希望に基づき益田市が必要であると認める場合には、例外的に他の市町村に所在する事業所について、市町村（施設所在）の同意を得た上で指定することにより、利用可能となります。

※他市町村の被保険者が、益田市の地域密着型サービスを利用する際も、保険者間での協議・同意や指定が必要となるので、該当事例がある場合は事前に事業者指導係へお問い合わせください。

区域外指定について

◆利用・手続き例

★益田市の被保険者がA市の地域密着型サービスを利用したいとき

⇒A市の同意・益田市への指定手続きが必要

★A市の被保険者が益田市の地域密着型サービスを利用したいとき

⇒益田市の同意・A市（他市町村）への指定手続きが必要

★住所地特例者

⇒提供対象サービスであれば手続き等不要で利用可能

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、平成27年4月1日以降に入居した者のみ利用可能

★総合事業

⇒保険者間の同意は不要
指定手続きが必要

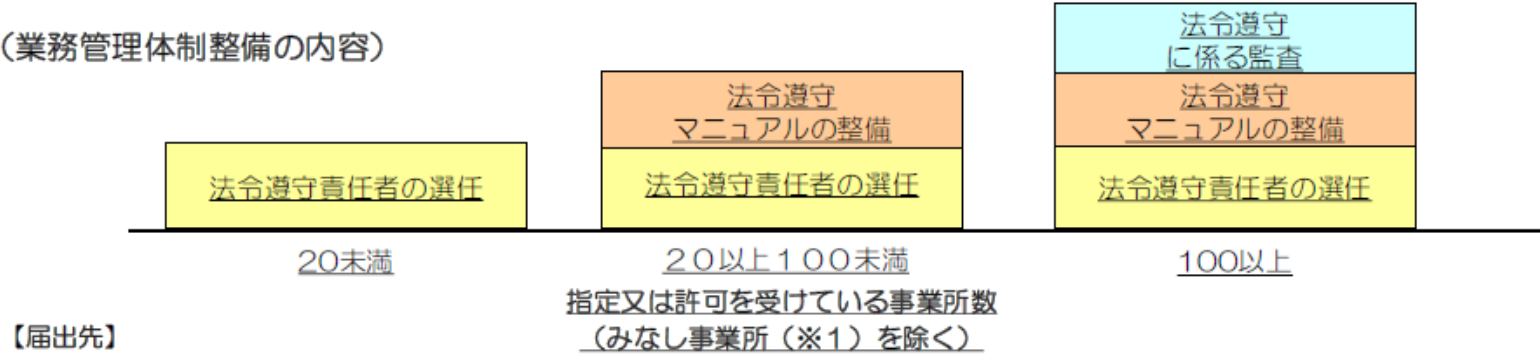
【住所地特例対象者への提供対象サービス（介護予防含む）】

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護 ⑤看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ⑥地域密着型通所介護

業務管理体制届出システムの運用開始について

◆業務管理体制とは

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。



区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。
また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

業務管理体制届出システムの運用開始について

◆業務管理体制に関する確認検査について

○一般検査

実地指導の実施に併せて実施

○特別検査

事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施

※役員等の不正行為への組織的関与が認められた場合は連座制の適用となり、
同一サービス類型内の新規指定及び既存の他事業所の指定更新が行われません。

★事業者が質の高いサービスを提供していくためには、法人役員、法令遵守責任者及び各事業所の管理者が自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要です。

業務管理体制届出システムの運用開始について

◆業務管理体制整備に関する届出

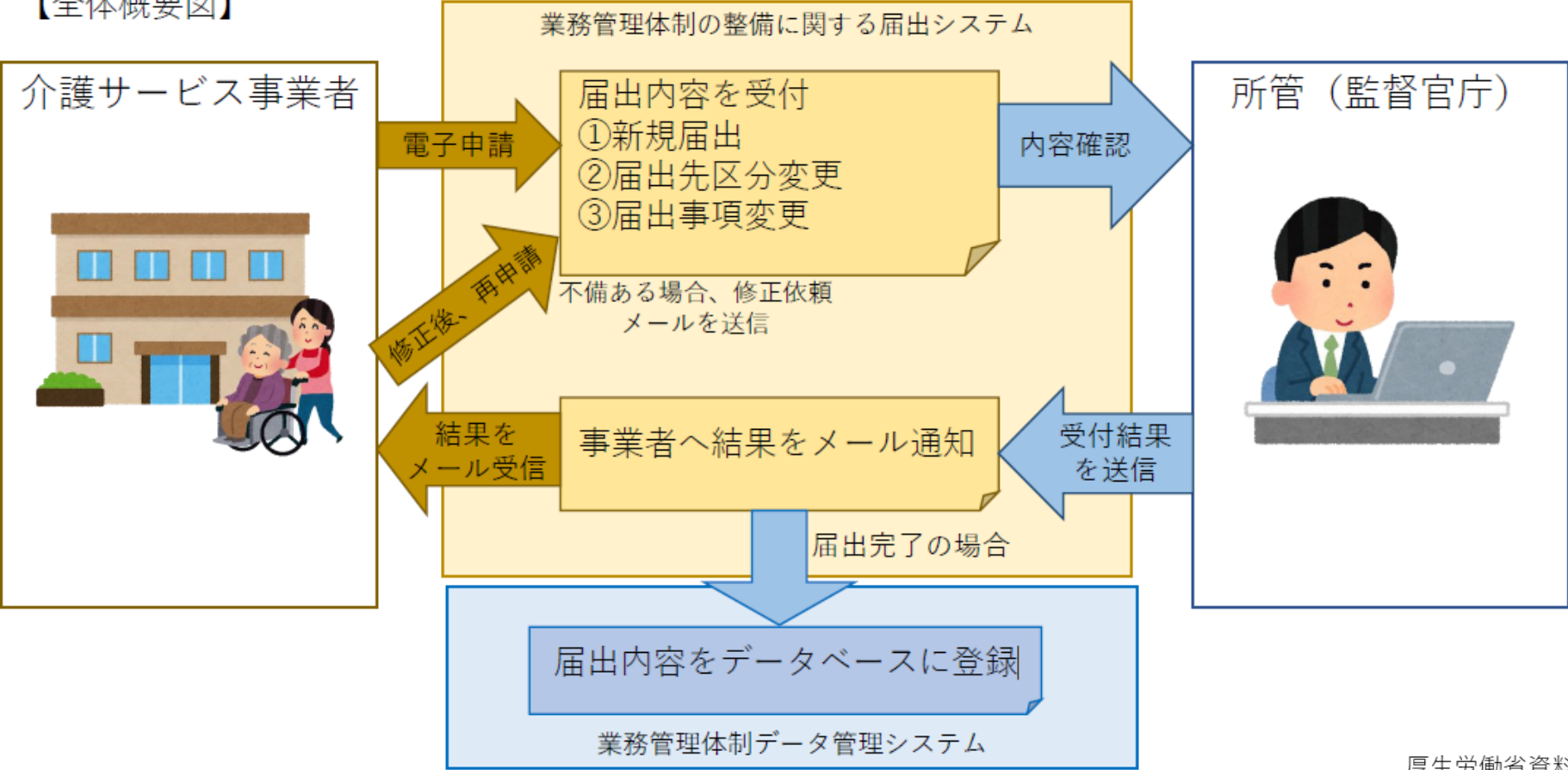
【届出が必要となる事由】

届出が必要となる事由	提出期限
新規に業務管理体制を整備した場合	遅滞なく
業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等、事業展開地域の変更により届出先区分の変更が生じた場合 (例：市町村→県、県→厚生労働大臣への変更) ※変更前及び変更後の行政機関の双方へ届け出てください。	遅滞なく
届出事項に変更があった場合（例：法令遵守責任者の変更） ※次のような場合は、変更の届出は不要です。 ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響のない軽微な変更の場合	遅滞なく

業務管理体制届出システムの運用開始について

◆令和5年3月28日（火）から「業務管理体制の整備に関する届出システム」の運用が開始され、電子申請書による届け出が可能となります。（届出システム運用開始後も、従来どおり郵送等による届け出は可能です。）

【全体概要図】



業務管理体制届出システムの運用開始について

◆届出システムURL

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

【利用端末の動作環境】（令和5年1月時点）

インターネットブラウザ → Microsoft Edge、Chrome、Safari

●新規参入する事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

上記URLにアクセス後、「初めて本システムを利用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」から必要な手続きを行ってください。

●既存事業者（事業者（法人）番号発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

上記URLにアクセス後、「既に事業者番号（Aから始まる番号）をお持ちの場合はこちら」から必要な手続きを行ってください。

※手続きの詳細等は「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル～事業者版～」をご確認ください。近日中に益田市ホームページに掲載予定です。

介護相談員派遣事業について

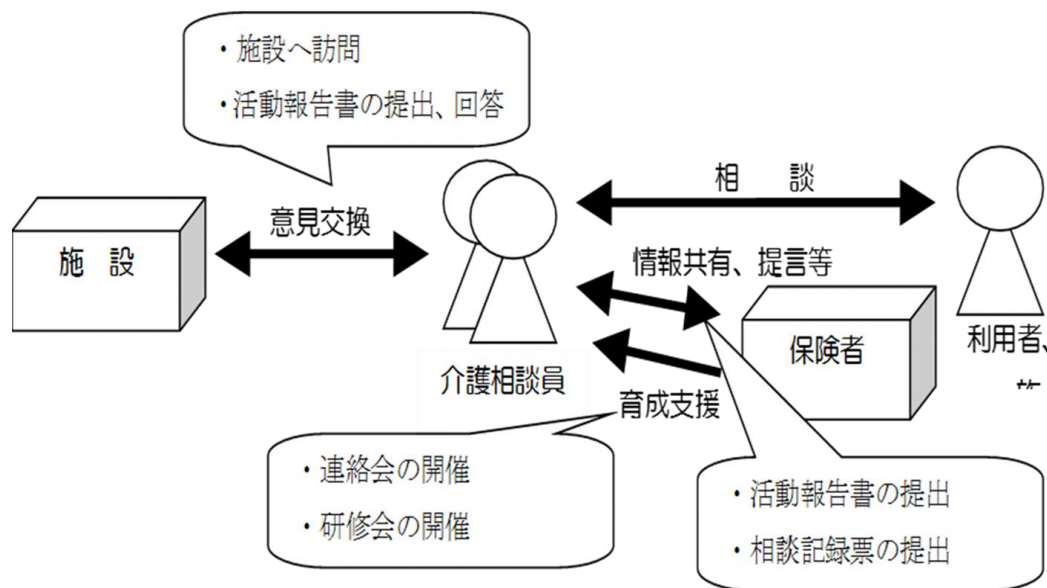
◆介護相談員派遣事業とは

	概 要
事業目的	介護サービス提供の場等を訪問し、サービスを利用する者及び家族の話を聴き、相談に応じるなどの活動を行う者（介護相談員）を、サービス事業者等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的向上を図る。
介護相談員	令和4年3月現在 相談員4名（女性4名） ※介護相談員養成研修修了者
訪問回数及び活動内容	1 施設等へ月1回、介護相談員2名で訪問（約2時間／回） 6月から翌年2月まで ① 利用者の話を聴き相談にのる ② サービスの現状把握に努める ③ 事業所の管理者や従事者と意見交換する ④ その活動状況を益田市へ報告する
連絡会	介護相談員や行政との連絡会として年4回開催
三者会議	介護相談員や行政、受入先施設との会議として年1回開催

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員派遣事業とは

【介護相談員派遣事業イメージ】



**「介護相談員」に
なんでもご相談ください**

月に1度、こちらへ介護相談員が2時間程度訪問します。

介護相談員の

〇〇 〇〇 と 〇〇 〇〇 が伺います。

○皆さんの不安や不満、疑問についてお聴きします。
○ご相談いただいたことをサービス事業所や関係者に橋渡ししながら、解決に繋げていきます。
○ご相談いただいた方のプライバシーの保護は厳守します。

■お問い合わせ先 益田市役所高齢者福祉課 電話 0856-31-0218



家族周知用→
チラシ

←施設掲示用
ポスター

益田市介護相談員

お話ししてみませんか？

介護相談員が施設へ訪問します！

【介護相談員とは・・・】

介護相談員は施設を訪問し、介護サービスについて、利用者やご家族が感じている疑問や不満、不安などを聞き、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質的向上につながる提案をします。

○介護相談員は何でもしてくれるの？

介護相談員は、次のことは行いません。

- ①サービス提供事業者の評価
- ②車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為
- ③利用者同士のトラブルの仲裁
- ④家族問題に関することへの介入
- ⑤物品の修理

○皆さんの不安や不満、疑問について
お聴きします！

(活動期間は7月～翌年2月まで
月に1回、2時間程度)

○ご相談いただいた方のプライバシー
の保護は厳守します！

★相談活動日★

施設内に掲示してあるポスターをご覧ください。施設担当者までお問い合わせください。

※施設訪問日のみの相談対応となります。ご了承ください。

【事務局】益田市役所高齢者福祉課 TEL: 0856-31-0218

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員の役割

【介護相談員派遣事業】

平成12年に介護保険制度がはじまり、介護サービスの利用がそれまでの行政による「措置」から、利用者の選択、判断によるサービス提供事業者との「契約」に移行したことを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に創設されたのが介護相談員派遣事業です。

【介護相談員の役割】

利用者とサービス提供事業所との「橋渡し」を行い、サービスの質の向上に貢献します。

また、相談活動の際に気づいた改善した方がよい点等の「気づき」を事業所に提言することで、サービス提供事業者自らが解決を図ることを支援し、利用者の権利擁護の手助けをします。

※介護相談員は次のことは行いません！

①活動上知り得たことを外部に漏らさない

⇒守秘義務の徹底

②派遣先事業所の評価はしない

⇒事業者と共にサービスの向上を目指す役割

③車いす等への移乗、食事介助など「介護」にあたる行為

⇒介護サービスの質的向上に向けた相談活動が目的で、介護ボランティアではない

④利用者同士、家族間のトラブルの仲裁

⇒介護相談員は仲裁や問題解決をする役割ではなく、各機関・担当者等への橋渡し役

介護相談員派遣事業について

◆介護相談員の役割

- 第三者委員…事業所（法人）からの依頼で活動し、苦情を受け、解決を目指す。
⇒何らかの問題が生じた場合の事後的な対応
- 介護相談員…市からの任命（委嘱）で活動し、利用者や家族の声を聴き、利用者とサービス提供事業所の橋渡しを行いサービスの質的向上に努める。
⇒苦情や問題に至る事態を未然に防止（改善の途を探る）

◆令和5年度に向けて

令和4年度は久しぶりに活動を再開させることができました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインを活用したり、個室で話を聞く等これまでとは違った形での活動も取り入れ、受入事業所にも柔軟に対応いただきました。

令和5年度も、6月から活動を開始しますので、**訪問活動が可能な事業所がありましたらお知らせください。（R5.4.14まで）** ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

◆介護労働安定センター

介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けられるようにするためには、雇用管理の改善等は重要です。

公益財団法人 介護労働安定センターでは、事業主に対する雇用管理の改善等に関する相談・援助を実施しています。

就業規則や賃金規程の作成等、相談・援助も行っていますので、適宜ご活用ください。

★介護労働安定センターホームページ★

<http://www.kaigo-center.or.jp>